

60歳以降で企業型DCの加入資格を喪失する方のための

60歳からのDC活用ガイド

企業型DCの加入資格を喪失した後、
これまでに積み立てた資産は、今後の働き方等に応じて様々な活用方法があり、
使い方次第でさらに資産を増やすことも期待できます。



DC活用方法をご検討いただくにあたって

今後のDC活用方法をお考えいただくにあたり、以下の質問にお答えください。考えられる選択肢をお示します。

※お客様の回答内容から考えられる一般的な選択肢をお示するもので、各選択肢には諸条件や留意事項があるほか、お客様の状況によってはお示しする選択肢に該当しない場合があります。目安としてご参考になしてください。

スタート

企業型DCの資金をすぐに使いますか？

- ・はい。(全額使いたい)

→次ページ **パターン⑤** へ

- ・すぐには必要ない。または、一部は必要だが、全額をすぐに使う予定はない
- ・使いたいが、通算加入者等期間※に応じた受給可能年齢に到達していない

→ **設問A** へ

※ 通算加入者等期間については6ページのご留意事項(1)をご確認ください。



設問A

今後も働きますか？

- ・別の会社に再就職する

→ **設問B** へ

- ・現在の会社で継続して働く
- ・働かない

→ **設問C** へ



設問B

再就職先に企業型DCがありますか？

- ・ある

→次ページ **パターン③** へ

- ・ない
- ・あるが加入対象でない

→ **設問C** へ



設問C

今まで加入していた企業型DCの商品ラインアップや手数料に満足していますか？

- ・特に不満はない

→次ページ **パターン④** へ

- ・より良い条件になるならiDeCoへの変更を検討したい

→ **設問D** へ



設問D

厚生年金被保険者または国民年金任意加入被保険者に該当しますか？

- ・はい

→ **設問E** へ

- ・いいえ

→次ページ **パターン①** へ



設問E

掛金を上乗せしてさらに資産を増やしたいですか？

- ・はい

→次ページ **パターン②** へ

- ・いいえ

→次ページ **パターン①** へ



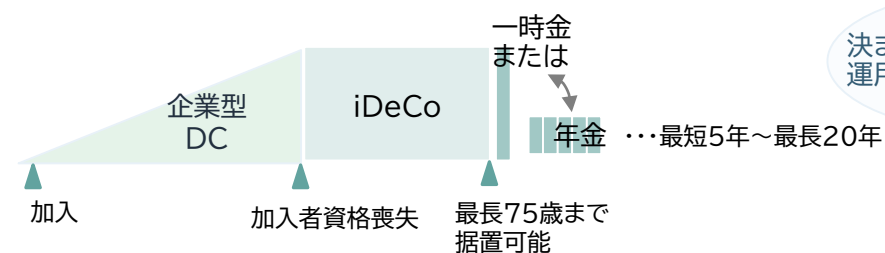
●本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客さまのご判断により行っていただくことになります。お客さまのご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません●本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱については各専門家にご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

パターン	主な選択肢	条件等詳細
企業型DCで積み立てた資産を別の制度に移して(「移換」といいます。)活用する		
1	iDeCoへ移換し、運用指図者として運用を継続	P.2
2	iDeCoへ移換し、積立も継続	P.3
3	再就職先の企業型DCに移換	P.4
これまで加入していた企業型DCのまま活用する		
4	企業型DCの運用指図者として運用を継続	P.5
5	企業型DCから老齢給付金(一時金)を受け取る	P.6

企業型DCで積み立てた資産を別の制度に移して(「移換」といいます。)活用する

1	iDeCoへ移換し、運用指図者として運用を継続
---	-------------------------

- 企業型DCの資産をすぐにお受け取りになる必要がない場合や通算加入者等期間※に応じた受給可能年齢に到達していない場合、ご入用(受給可能)となるまで運用を継続することが選択肢となります。
※ 通算加入者等期間については6ページのご留意事項(1)をご確認ください。
- iDeCoに掛金を拠出できない、あるいは拠出しない場合、企業型DCから移換した資産をお受け取りになるまで運用のみ行う運用指図者となります。
- iDeCoの資産は最長75歳まで運用益非課税のiDeCoの口座で運用することができます。
- 生活資金として定期的にお使いになりたい場合、iDeCoで資産運用を継続しながら、老齢給付金を年金として受け取ることができます。
- 手数料や商品ラインアップを企業型DCと比較し、より良い条件のプランがありましたらiDeCoに資産を移換して年金受給したり、iDeCoで運用を継続して必要な時期にお受け取りいただくと、受給を終えるまでの手数料の節約や、より良い商品で運用できるメリットを期待できます。



決まった使い道がない方は
運用の継続を検討してみて！

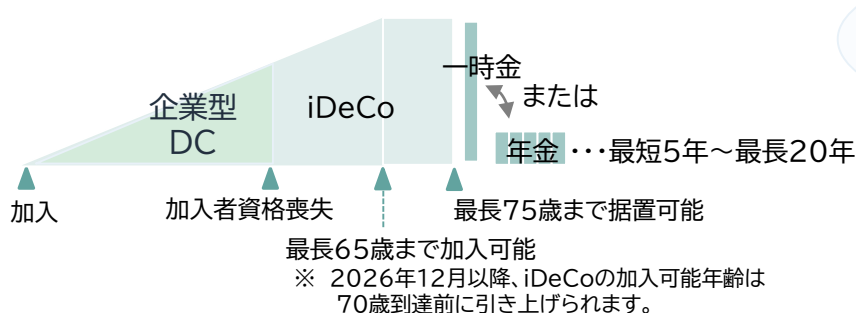


お手続き

- iDeCoへの移換手続きが必要になります。iDeCo取扱金融機関にお問い合わせください。
(りそな銀行のiDeCoへの移換手続きは、本資料最終ページをご覧ください)

- 再雇用や再就職により引き続き厚生年金被保険者となる場合、iDeCoに資産を移して運用を継続し、掛金の積立もできます。
- iDeCoに積み立てる掛金は所得控除の対象ですので、所得税・住民税の負担を軽減しながらさらに資産を積み増しすることができ、受給資格を満たせば好きな時にお受け取りいただけます。
- 将来、一時金で受け取る場合、iDeCoの加入(積立)期間は退職所得控除※を計算する際の勤続年数として通算され、非課税で受け取れる金額を増やすことができます。

※ 退職所得控除については7ページをご確認ください。



掛金の上積みも
できるのね！



お手続き

- iDeCoへの移換手続きが必要になります。iDeCo取扱金融機関にお問い合わせください。(りそな銀行のiDeCoへの移換手続きは、本資料最終ページをご覧ください)

ご留意事項

下記の場合はiDeCoに掛金を拠出できません。

- ① 厚生年金被保険者(または国民年金任意被保険者) に該当しない方
- ② 新たな勤務先で企業型DCに加入し、マッチング拠出を利用している方
- ③ 老齢基礎年金を受給している方
- ④ 過去にiDeCoに加入していたことがあり、老齢給付金を受け取った方

りそな銀行のiDeCoシミュレーションサイトでは、掛金の所得控除や運用益非課税効果を活かして増やせる年金額をカンタンに試算できますので、ぜひお試しください。

りそな iDeCo シミュレーション

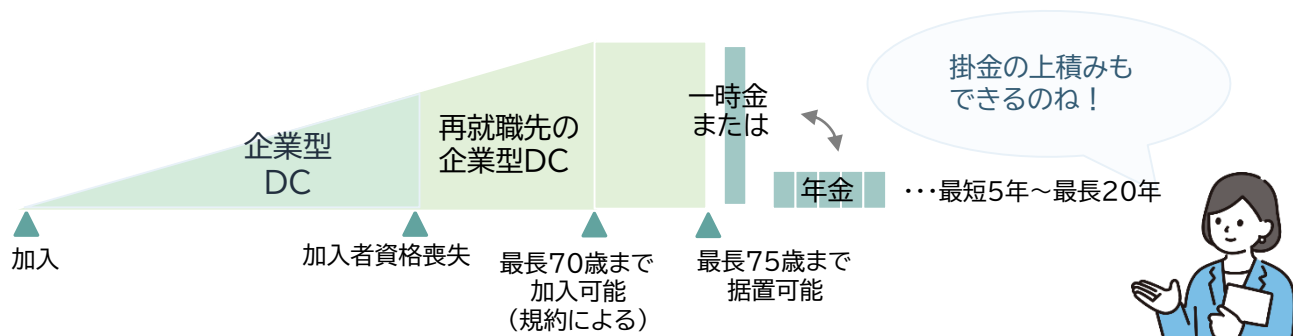
検索



https://www.resona-tb.co.jp/401k/specialty_dcmanga/simulation_3/

- 再就職先に企業型DCがあり、その加入者資格を満たす場合、これまでに加入していた企業型DCの資産を新たな企業型DCに移換し、事業主掛金を積み増すことができます。お勤め先によっては加入者も掛金を上乗せできるマッチング拠出を利用できる場合もあります。
- 再就職先の企業型DCでマッチング拠出を利用しない場合は、企業型DCとiDeCoの同時加入も可能です。より多くの掛金を拠出したい場合はiDeCoへの同時加入をご検討されると良いでしょう。(りそな銀行のiDeCoは最終ページをご覧ください。)
- 将来、一時金で受け取る場合、企業型DCの加入(積立)期間は退職所得控除※を計算する際の勤続年数として通算され、非課税で受け取れる金額を増やすことができます。

※ 退職所得控除については7ページをご確認ください。



お手続き

- 再就職先のDC担当の方へご照会ください。

ご留意事項

(1) 下記の場合は新たな勤務先の企業型DC加入者となることはできません。

- ① 厚生年金被保険者に該当しない方
- ② 再就職先の企業型DCの加入資格がない方
- ③ 企業型DCの裁定請求(受取)手続きをした方(企業型DCの老齢給付金を受給すると再び企業型DC加入者になることができません)

(2) 再就職先に企業型DCがあり加入者資格を満たす場合、企業型DCの口座を複数保有することはできないため、これまでに加入していた企業型DCの資産は再就職先の企業型DCに資産を移換するか、ご自身でiDeCoの口座を保有して資産を移換する必要があります。(前職の企業型DCの資格喪失月の翌月から6ヶ月以上経過している場合は、個人別管理資産が自動的に移換される場合があります。)

これまで加入していた企業型DCのまま活用する

4

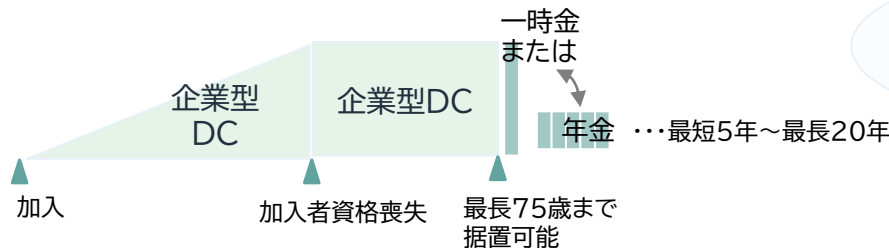
企業型DCの運用指図者として運用を継続

- 企業型DCの資産をまとめてお受け取りになる必要がない場合や通算加入者等期間※に応じた受給可能年齢に到達していない場合、ご入用(受給可能)となるまで運用を継続することが選択肢となります。企業型DCの資産は、最長75歳まで運用益非課税の企業型DC口座で運用することができます。

※ 通算加入者等期間については6ページのご留意事項(1)をご確認ください。

- 生活資金として定期的にお使いになりたい場合、企業型DCで資産運用を継続しながら、老齢給付金を年金として受け取ることができます。

※ 所定の障害状態となられた場合、障害給付金を請求することができます。(老齢給付金の受取はできなくなります。) 障害給付金は非課税です。



決まった使い道がない方は
運用の継続を検討してみて！



お手続き

- 企業型DCで資産の運用を継続したい(据え置きたい)方は、特に手続きは必要ありません。
- 企業型DCから年金として受け取りたい方は、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(JIS&T)からご自宅宛に郵送されるご案内をご参照ください。(お勤め先で企業型DCの加入者資格喪失手続き完了後、約1週間で郵送されます)

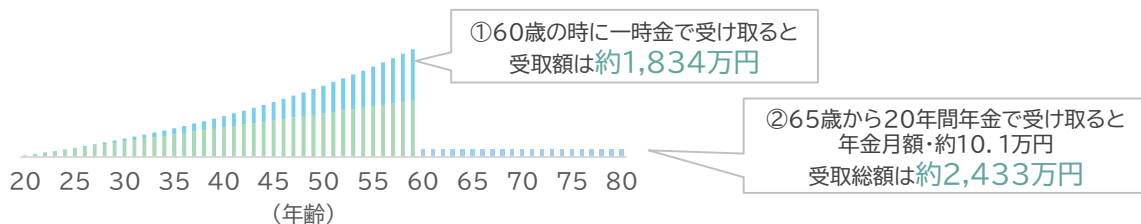
※ 運用指図者として運用を継続中(老齢給付金の受取前)に再就職する場合は4ページのご留意事項をご確認ください。

コラム ～受取方法やiDeCoの活用により、将来のゆとりが大きく変わります～

例1 20歳から60歳までの40年間、企業型DCに加入して掛金月額2万円を積み立て、

①60歳の時に一時金で受取、または②65歳から20年間、年金受取。

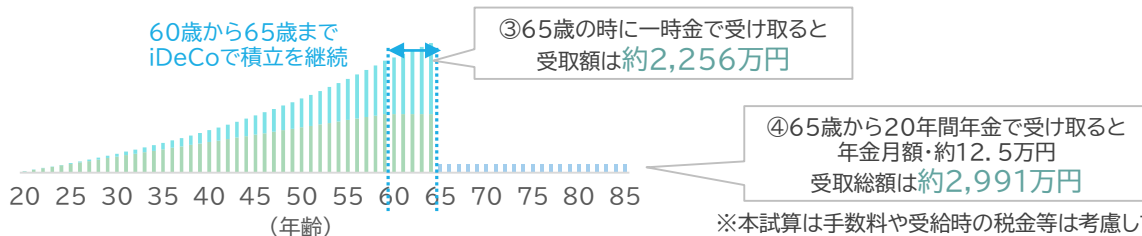
(積立期間中から受取終了までの運用利回りを年3%と想定)



例2 20歳から60歳までの40年間、企業型DCに加入して掛金月額2万円を積み立て、

60歳から65歳までiDeCoで掛金月額2万円を積み立て、③65歳の時に一時金で受取、または

④65歳から20年間、年金受取。(積立期間中から受取終了までの運用利回りを年3%と想定)



※本試算は手数料や受給時の税金等は考慮していません。
一定の前提による概算額としてご参照ください。

これまで加入していた企業型DCのまま活用する

5

企業型DCから老齢給付金(一時金)を受け取る

- まとまったお使い道があり企業型DCの資産が必要な場合は、一時金での受取が選択肢となります。60歳前の通算加入者等期間※が10年以上あれば、老齢給付金を一時金で受け取ることができます。

※ 通算加入者等期間についてはご留意事項(1)をご確認ください。

- お勤め先の企業型年金規約の定めによりますが、一定の割合で一時金受取・年金受取を併用できる場合もあります。



決まった使い道がある方は一時金で受け取り、または、「一部を一時金、一部を年金」



お手続き

- 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(JIS&T)からご自宅宛に郵送されるご案内をご参照ください。(お勤め先で企業型DCの加入者資格喪失手続き完了後、約1週間で郵送されます)

ご留意事項

- (1) 老齢給付金は通算加入者等期間※¹が10年未満の場合、60歳からはお受け取りいただけません。通算加入者等期間ごとの受給可能年齢は下表の通りです。

通算加入者等期間※ ¹	受給可能年齢※ ²
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1か月以上2年未満	65歳

※¹ 企業型DCおよびiDeCoの60歳前の加入者・運用指図者の期間を合算した期間(他の企業型年金等からの制度移行による通算加入者等期間への算入期間も含む)。60歳以上で初めてDC加入者となった場合は、加入者資格取得日から5年後に受給可能です。

※² 75歳までに手続きしない場合、受取方法は一時金のみとなります。

- (2) 企業型DCの老齢給付金をご請求されると、再就職先等で企業型DCがあり、その加入者資格を満たす場合でも再び企業型DCに加入することはできません。

企業型DC実施企業への再就職のご予定があり再び企業型DC加入を希望する場合で、これまでに加入していた企業型DCの老齢給付金をお受け取りになりたい方は、iDeCoに移換してからiDeCoの老齢給付金として受け取る方法があります。iDeCoの老齢給付金は企業型DCの老齢給付金とは異なり、受給しても再び企業型DCに加入することができます。

- (3) 企業型DCの老齢給付金を一時金で受け取る場合、退職所得として課税されますが、勤続年数※³に応じて退職所得控除の適用があり、退職所得控除額を超えた額の2分の1の金額が課税対象となります。

勤続年数※ ³	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※³ 掛金の払込期間が勤続年数(退職手当等の他制度から資産移換を受けた場合は、その資産額の算定基礎となった期間を含みます)とみなされます。なお、老齢給付金を受け取る年および前年以前19年以内に退職金等の受取がある場合、退職所得控除額の調整が行われます。

- (4) 所定の障害状態となられた場合は、通算加入者等期間に関わらず、障害給付金のお受け取り手続きを行うことができます(老齢給付金の受取はできなくなります)。障害給付金は非課税です。

ご参考 ～年金受取 or 一時金受取～

老齢給付金の受給

企業型DCやiDeCoの老齢給付金は60歳～75歳^{※1}の間で、ご自身の計画に合わせて受取を開始できます。

(受給方法・年金受取の場合の選択肢例)

受給方法 ^{※2}	年金受取	年金受取の 場合の選択肢 ^{※2}	年数	5年・10年・15年・20年・終身
	一時金受取		回数	年1～12回
	年金と一時金の併用			

※1 60歳到達時点の通算加入者等期間(企業型DCおよびiDeCoの加入者・運用指図者期間の合算)により、受給可能な年齢が異なります。

※2 受取方法や年金受取の場合の選択肢は加入する企業型DC規約の定めやiDeCoの運営管理機関によって異なります。

年金受取の場合

受取額は**公的年金等控除**の対象

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額	
	65歳未満	65歳以上
100万円	60万円	110万円
300万円	102.5万円	110万円
500万円	143.5万円	143.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

一時金受取の場合

受取額は**退職所得控除**の対象

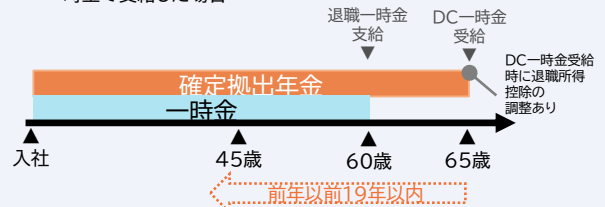
勤続年数 [※]	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 掛金の払込期間が勤続年数(退職手当等の他制度から資産移換を受けた場合は、その資産額の算定基礎となった期間を含みます)とみなされます。なお、老齢給付金を受け取る年および前年以前19年以内に退職金等の受取がある場合、退職所得控除額の調整が行われます。

(注)DC老齢給付金を一時金で受給する場合の 退職所得控除の調整に関するご留意事項

DC老齢給付金を一時金で受給する場合、前年以前19年以内に退職一時金など他の退職金を受け取っている場合、退職所得控除額の調整が行われます。

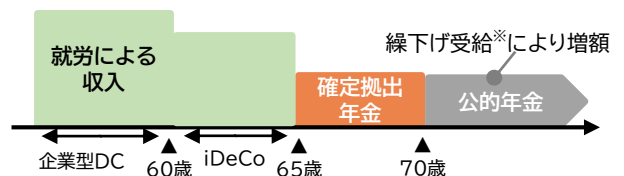
(例) 60歳で退職一時金の支給を受け、65歳でDC老齢給付金を一時金で受給した場合



※具体的な税務取扱いなどについては、税理士などの専門家へご相談ください。

ご参考 ～公的年金受給開始までのつなぎ年金としてDCを活用～

- 公的年金(老齢厚生年金・老齢基礎年金)の受取を65歳から繰り下げると、繰り下げ1年につき公的年金額を8.4%増額できます。
- 65歳以降の期間の生活資金をなるべくDCでまかない、終身年金である公的年金の受給開始を繰り下げて増額を図ることで、長生きリスクに備えやすい受取方法として注目されています。

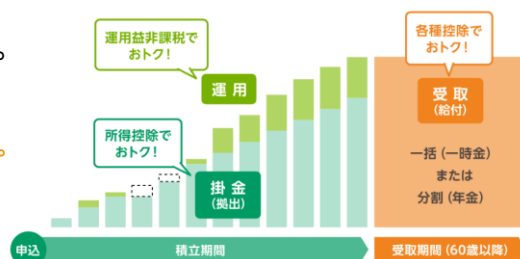


※最大75歳まで繰り下げ可能。繰り下げ受給の詳細・注意事項は、日本年金機構ホームページ等でご確認ください。

掛金、運用、受取(給付)の各段階で税制面での優遇措置が受けられます。
掛金は原則として60歳まで引き出すことができませんが、
大きな税制メリットで効果的にセカンドライフ資金を準備できます。

りそな銀行のiDeCoは
運営管理手数料・給付手数料無料※で充実した商品ラインアップ
をご利用いただけます。

※国民年金基金連合会所定の手数料は必要です。



その1 拠出時

掛金は全額所得控除！

年末調整や確定申告をすることで掛金を拠出した年の所得税や翌年の住民税が少なくなります。

その2 運用時

運用益が非課税！

通常、運用益には約20%の税金がかかりますが、iDeCoであれば運用益が非課税となり、資産を効率的に増やすことができます。

※年金資産に特別法人税がかかりますが、現在は凍結されています。

その3 受取時

受取時も税制優遇！

年金受取→公的年金等控除、一時金受取→退職所得控除の対象となり税負担を軽減することができます。

毎月20,000円積み立てた場合の一例

年収	年間軽減額
300万円	36,000円
500万円	48,000円
700万円	72,000円

※一定の前提による概算額です。

加入資格と掛金の上限額について、詳しくはりそな銀行ホームページをご確認ください。
(iDeCoについて) <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/ideco/system/>

まずは1分間で簡単シミュレーション！



https://www.resonabank.co.jp/401k/specialty_dc_manga/simulation_3/

りそな iDeCo シミュレーション

検索



オンラインで今すぐかんたんお手続き！



<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/ideco/online/>

りそな イデコ オンライン

検索



iDeCoに関するお手続きの詳細は、加入しているiDeCoの運営管理機関もしくは iDeCo 公式サイトよりご確認ください。
iDeCo公式サイトホームページ: <https://www.ideco-koushiki.jp/>



【iDeCoについてのご注意事項】

●税制メリットをお受けいただくには、掛金を掛けていただく等、税法上の各種条件を満たしていただく必要があります。●掛金は原則として60歳まで引き出すことができません。●iDeCoに加入いただくと、原則として途中脱退できません。●加入要件に合致しない等によりお申込みをお受けすることができない場合がございます。●加入される場合には所定の手数料がかかります。●iDeCoの運用方法については複数の運用商品の中からお客さまご自身でお選びいただけます。運用結果によっては掛金元本を下回ることがあります。運用商品の内容については、専用コールセンターや、ホームページでご確認いただけます。●会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。